住宅性能評価業務規程 (評価等の業務)

2025. 10. 1

株式会社 日本確認検査センター

住宅性能評価機関業務規程

目 次

第1章 総則

- 第1条(趣旨)
- 第2条(基本方針)
- 第3条(評価等の業務を行う時間及び休日) (ろ)
- 第4条(事務所の所在地)
- 第5条 (評価等の業務を行う区域)
- 第6条(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)
- 第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法
 - 第7条(設計住宅性能評価の申請)
 - 第8条(長期使用構造等確認の申請)
 - 第9条(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)(い)
 - 第10条(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)
 - 第11条(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)
 - 第12条(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)
 - 第13条 (設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)
 - 第14条 (設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)
 - 第15条(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)
 - 第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法
 - 第16条(建設住宅性能評価の申請) (ほ)
 - 第17条(長期使用構造等確認の申請) (い)
 - 第18条(建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請) (い)
 - 第19条(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)(い)(ほ)
 - 第20条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認) (い)
 - 第21条 (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)
 - 第22条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ) (い)
 - 第23条 (建設工事の変更)
 - 第24条 (建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付) (い) (ほ)
 - 第25条(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明) (い)

第4章 評価員等

- 第26条 (評価員の選任)
- 第27条 (評価員の解任)
- 第28条 (評価員の配置)
- 第29条 (評価員の教育)
- 第30条 (評価等の業務の実施及び管理の体制)
- 第31条 (評価員等の身分証の携帯)
- 第32条(秘密保持義務)

第5章 評価料金等

- 第33条 (評価料金等の収納)
- 第34条(評価料金等を減額するための要件)(ほ)
- 第35条 (評価料金等を増額するための要件)
- 第36条 (評価料金等の返還)
- 第37条(負担金の納付)

第6章 雑則

- 第38条(登録の区分等の掲示)
- 第39条 (評価業務規程等の公開)
- 第40条 (財務諸表等の備付け)
- 第41条(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第42条 (帳簿及び書類の保存)

第43条 (帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第44条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)

第45条 (評価等の業務に関する公正の確保)

第46条(損害賠償保険への加入)

第47条(事前相談)

附則

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この評価業務規程(以下「規程」という。)は、株式会社 日本確認検査センター(以下「当機関」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務(以下単に「評価の業務」という。)及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認(以下「長期使用構造等確認」という。)の業務(以下これらを総称して「評価等の業務」という。)の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

- 第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分 までとする。(ろ)
 - 2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 土曜日、日曜日(ろ)
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日
 - (3) 年末年始:12月29日から翌年の1月3日まで
 - (4) 夏季休暇:8月13日~8月16日の内、2日間
 - 3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由 がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られ ている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 株式会社 日本確認検査センターの所在地は、次のとおりとする。 大阪市中央区北浜三丁目1番21号

(評価等の業務を行う区域)

第5条 株式会社 日本確認検査センターの業務区域は、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

- 第6条 当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の 品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「施行規 則」という。)第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うもの とする。
 - 2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務のうちすべての住宅に係るものを行うものとする。
 - 第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

- 第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3

- 項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し(ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)(に)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)(に)
- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。(に)

(長期使用構造等確認の申請)

- 第8条 長期使用構造等確認 (新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。) を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。 (い)
 - (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
 - 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする(ただし、当機関において直前の長期使用構造確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。)。(い)(に)
 - 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使 用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。(い)

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項の規定する変更確認を申請する場合を除き、この章に規定を適用する。(い)

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

- 第10条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価 提出図書を受理する。
 - (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
 - 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正

- を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知する ことにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払 われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書 面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号。) その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価 を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任 を負わないこと。
- 6 前5項の規定(前項(1)の規定を除く。)は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「性能評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

- 第 11 条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる「住宅性能評価マニュアル」及び長期使用構造等確認に用いる「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。
 - 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
 - 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、 必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
 - 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては 、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認 を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

- 第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合 においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。
 - 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申 請者に返却する。
 - 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

- 第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画 が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものと する.
 - 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、 「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」と あるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

- 第14条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速 やかに設計住宅性能評価書を交付する。
 - (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
 - 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表(交付番号)に定める方法に従う。
 - 3 当機関は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して 定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることが できる。
- 5 前4項(ただし、第1項(3)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認書提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。(い)

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

- 第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則 (平成21年国土交通省令第3号)第7条第4号に規定する軽微な変更(以下この条において単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうかを決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。(い)
 - 第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法(い)

(建設住宅性能評価の申請)

- 第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号(当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその 写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請に あっては、同項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第3項又は 第4項)の確認済証の写し(ほ)
 - 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)。(に)
 - 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は,当機関に対し,次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した

書類

- (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第1項から第3項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、当機 関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。(に)

(長期使用構造等確認の申請)

- 第 17 条 長期使用構造等確認 (既存住宅に係るものに限る。第 18 条を除き、以下この章において同じ。)を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。 (い)
 - (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
 - 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。(い)
 - 3 前条第5項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。(い)

(建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第 18 条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認 (建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。)の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。 (い)

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約) (い)

- 第 19 条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
 - (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
 - 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合に おいては、その補正を求めるものとする。
 - 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
 - 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。
 - 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に 提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地 及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知 する期日(以下この項において「業務期日」という。) に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存 住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項(国の機関の長等が建築主 である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項)に規定する検査済証の写し を当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。(ほ)
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設 住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないもの とし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知する ことにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払 われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書 面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証 するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価 を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任 を負わないこと。
- 6 前5項の規定(前項(1)の規定を除く。)は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。(い)

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

- 第 20 条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる「住宅性能評価マニュアル」及び長期使用構造等確認に用いる「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。(い)
 - 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。(い)
 - 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の 法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要 に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
 - 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等 (容易に行うことができるものに限る。)を行った上での再検査を受けたい旨の申し 出があった場合(申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限 る。)は、建設住宅性能評価を一時中断する。
 - 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、 その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開 しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第21条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を 当機関の定める通知(別記第一号様式)の提出により通知しなければならないものと する。
 - 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知 を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査 を行わせる。
 - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
 - 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理 記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
 - 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第十号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ) (い)

- 第22条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。
 - 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。
 - 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。(い)

(建設工事の変更)

- 第23条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象 となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当 機関に通知するものとする。
 - 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めると きは申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評 価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付) (い)

- 第24条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
 - (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項(国の機関の長が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項)の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。(ほ)
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
 - 2 第 14 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
 - 3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
 - 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
 - 5 前4項(ただし、第1項(3)及び(4)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。(い)

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第25条 第17条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則 (平成21年国土交通省令第3号)第7条第5号に規定する軽微な変更(以下この条において 単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依 頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する 場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該 当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽 微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付 した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれ かを交付するものとする。(い)

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第26条 当機関の長は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のう

ちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるもの とする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関(登録制移行前の指定講習機関を含む。)において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ 当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上とな るように毎年度見直しを行うものとするものとする。

(評価員の解任)

- 第27条 当機関の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任 するものとする。
 - (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

- 第28条 評価等の業務を実施するため、評価員を2人以上配置する。
 - 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
 - 3 当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第29条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。
 - 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

- 第30条 評価等の業務に従事する職員を、第28条第1項の規定により配置された評価員を含め、 2人以上、配置する。
 - 2 当機関は、評価等の業務を統括し、業務の適正な実施を行うについて責任と権限を有する者 を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
 - 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分 な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有 するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

- 第 31 条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価書の対象となる建築物 並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯 し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。
 - 2 前項の身分証の様式は、別記第二号様式(評価員)による。

(秘密保持義務)

第32条 当機関の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

- 第33条 申請者は、別表に定める評価等料金と消費税を加えた料金を銀行振込により納入する。 ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。
 - 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件(ただし、共同住宅等とする。))

- 第34条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。
 - (ただし、複数の項目に該当する場合の減額率上限は40%とする)
 - (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能 評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し (当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に 支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。(に) (減額率上限 20%)
 - (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む 住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅 部分等製造者等認証書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の 業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている 場合に限る。(減額率上限 20%)(に)
 - (3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第4項の通知((5)において「確認の申請等」という。)を行う場合。(減額率上限10%)(に)(ほ)(へ)(と)
 - (4) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定の提出若しくは通知を行う場合。(減額率上限10%)(と)
 - (5) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、確認の申請等及び建築物エネルギー消費性能適合性判定の提出若しくは通知を行う場合。(減額率上限 20%)(と)
 - (6) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法 第7条の4第1項(これらを準用する法第18条第21項及び同条第29項の規定によ る検査を含む。)の検査の申請を行うとき。(減額率上限10%)(に)(ほ)(へ)
 - (7) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できる と当機関が判断したとき。(減額率上限30%)(に)
 - (8) 新規の申請者で今後も住宅性能評価の申請が見込めると当機関が判断したとき。 (減額率上限 10%) (に)
 - (9) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。 (減額率上限 20%) (に)
 - (10) 設計評価で劣化対策のみが等級 2 以上でその他は等級 1 を選択するとき。 (減額率上限 30%) (に)
 - (11) その他当機関が必要と判断した場合、ただし合理的な理由がある場合に限る。 (減額率上限 30%) (へ)

(評価料金等を増額するための要件)

- 第35条 評価料金等は、次に掲げる場合に増額できるものとする。
 - (1) 申請者の依頼その他の事由で、第3条に定める休日に住宅性能評価又は長期使用構造等確認を行うとき。(に)
 - (2) 申請者の非協力的その他当機関の責めに帰することのできない事由により業務期日が延長したとき。(に)
 - (3) 設計住宅性能評価審査中に、申請者の依頼その他の事由により再審査が必要になったとき。(に)
 - (4) 申請者の依頼で通常より短期間で住宅性能評価又は長期使用構造等確認を実施するとき。(に)
 - (5) 設計評価を他機関で行った物件の建設評価は手数料表の金額の50%増しとする。

- (6) 設計評価の選択項目で「音響に関すること」を選択したときは項目の単価を 2 倍とする。 (に) (へ)
- (7) 「6-3 室内空気中の化学物質の濃度等」を選択する場合は、測定する住戸数及び特定測定物質を勘案する。 (へ)

(評価料金等の返還)

第36条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価等の 業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第37条 当機関は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑則

(登録の区分等の掲示等)

第38条 当機関は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に 掲げる事項について、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、イン ターネット上に開設した当機関のホームページ (https://www.nikkaku.jp) にお いて公表するものとする。(に)

(評価業務規程等の公開)

第39条 当機関は、本規程内部事務に係るものを除き評価の業務を行うすべての事務所で業務 時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前項に規定するホームページにおいて公表す るものとする。(に)

(財務諸表の備え付け)

第40条 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び 損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所 に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

- 第41条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1通につき5,000円(税込5,500円)を支払わなければならないものとする。(に)
 - (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の作成
 - (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、 登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載 した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第 18 条第 2 項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a) 及び(c) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書

面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

- 第42条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。
 - (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
 - (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その 他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。) 5年間
 - (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価 に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間
 - (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認 書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要し た書類5年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

- 第43条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合 を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実で あり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。
 - 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録 し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することがで きるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第44条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

- 第45条 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請を自ら 行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅 性能評価を行わないものとする。
 - 2 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
 - 3 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)がその役員又は職員(過去二年間に 役員又は職員であった者を含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った 場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る評価等の業務を行う場合 に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
 - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合
 - 4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。
 - 5 前 4 項の規定は長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第46条 当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間3千万円であるもの及び地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての保障が免責事項となっていないもの)を締結するものとする。

(事前相談)

第 47 条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。 この規程は、平成19年12月17日から改定施行する。 この規程は、平成20年10月30日から改定施行する。 この規程は、平成22年 6月1日から改定施行する。 この規程は、平成25年10月1日から改定施行する。 この規程は、平成26年 9月1日から改定施行する。 この規程は、平成27年 4月1日から改定施行する。 この規程は、平成27年 6月1日から改定施行する。 この規程は、平成27年11月21日から改定施行する。 この規程は、平成28年 1月15日から改定施行する。 この規程は、平成28年 6月 1日から改定施行する。 この規程は、平成29年 5月 1日から改定施行する。 この規程は、平成31年 4月 1日から改定施行する。 この規程は、令和1年 10月 1日から改定施行する。 この規程は、令和2年 6月 15日から改定施行する。 この規程は、令和3年 4月 1日から改定施行する。 この規程は、令和4年2月20日から改定施行する。 この規程は、令和4年 10月 1日から改定施行する。(い) この規程は、令和5年 4月 1日から改定施行する。(ろ) この規程は、令和5年 10月 1日から改定施行する。(は) この規程は、令和6年 4月 1日から改定施行する。(に) この規程は、令和6年 11月 1日から改定施行する。(ほ) この規程は、令和7年 4月 1日から改定施行する。(へ) この規程は、令和7年 10月 1日から改定施行する。(と)

別 表(交付番号)

【住宅性能評価】

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

000-00-0000-0-0-0000

1~3 桁目	当機関の指定番号 086
4~5 桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号
	0 1
6~9 桁目	評価書交付日の西暦
	1:設計住宅性能評価
	2:建設住宅性能評価(新築住宅)
10 桁目	3:建設住宅性能評価(既存住宅)
	4:設計住宅性能評価とあわせて長期確認
	5:建設住宅性能評価(既存住宅)とあわせて長期確認
11 桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等
12~16 桁目	通し番号(11 桁目までの数字の並びの別に応じ
12~~10 例 日	00001から順に付するものとする。)

【長期確認】

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

000-00-0000-0-0-0000

1~3 桁目	当機関の指定番号 086			
4~5 桁目	登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号			
4 0 /11 H	0 1			
6~9 桁目	確認書交付日の西暦			
	1:新築			
10 桁目	2:增築、改築			
	3:建築行為なし			
11 桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等			
12~16 桁目	通し番号(11 桁目までの数字の並びの別に応じ			
00001から順に付するものとする。)				

検査対象工程完了通知書

年 月 日

株式会社 日本確認検査センター 様

申請者又は代理者の氏名又は名称

代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定に基づき、検査対象工程に係る工事が完了する日(完了した日)を通知します。

記

1. 設計住宅性能評価書交付番号

第

号

2. 設計住宅性能評価書交付年月日

年 月 日

- 3. 設計住宅性能評価書交付者
- 4. 検査対象工程に係る工事
- 5. 検査対象工程に係る工事の完了(予定)年月日

年 月 日

6. 建築場所

(注意)

数字は算用数字を用いてください。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
 - 2 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その代表者)の氏名の記載を自署で行う場合 においては、押印を省略することができます。
 - 3 一の申請者が、共同住宅等の複数の住戸に係る通知を行う場合、この通知書一部をもって通知を行うことができます。

住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条の 規程に基づき選任した評価員の身分証

登録番号

号

氏 名

年 月 日交付

写真

登録住宅性能評価機関 株式会社 日本確認検査センター 代表 者印

別 表(評価料金)

新築住宅 性能評価料金 (令和7年10月1日改定)

設計評価

表1 【戸建住宅】 (単位:円)【】内は税込み金額

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	\ 1 I= 1 17	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
延床面積 (㎡)	省エネ基準の評価方法による区分	住戸基本料	+選択項目数×単価
- 200 N.F.	全て標準計算	60,000 [66,000]	+選択項目数
~200 以下	その他の方法	45,000 [49,500]	×1,000 [1,100]
200 超	全て標準計算	75,000 [82,500]	+選択項目数
200 地	<u>その他の方法</u>	<u>50,000 【55,000】</u>	×1,000 [1,100]

【特記事項】

- 1 長期使用構造確認併願の場合は、表 1「住戸基本料」に 5,000 円 【税込み 5,500 円】を加算した料金とする。
- 2 共同住宅等に区分される併用住宅若しくは兼用住宅(住戸数が 1 のものに限る。)の場合は、「延 べ面積」を「住戸部分の面積」に読み替えること、また、表 1 の額に 20,000【税込 22,000】を増額 して適用する。
- 3 「全て標準計算」とは、外皮性能基準(以下「外皮性能」という。)及び一次エネルギー消費性能 基準(以下「一次性能」という。)とも、性能基準(誘導基準を含む。)による方法をいい、「そ の他の方法」とは、外皮性能又は一次性能の評価方法のいずれかを標準計算若しくは仕様基準(誘 導仕様基準を含む。)による方法又は全て仕様基準(誘導仕様基準を含む。)による方法をいう。
- 4 電子申請の場合で、評価書(第1面に限る。)を弊社指定の紙面にて交付を希望する場合は、1住 戸当り2,000円【税込2,200円】を加算する。(表2において同じ。(ただし、上限は100,000円 【税込110,000円】とする。))
- 5 評価書の再交付の料金は1住戸当り5,000円【税込み5,500円】とする。(表2において同じ。)
- 6 本規定に定めのない事項又は、その他適用することが合理的でない事項については、別途協議し定めることができる。(表 2 において同じ。)

表 2【共同住宅等】 (単位:円)【】内は税込み金額

評価料金徴収額:住棟基本料+(戸当たりの基本料金+(選択料金×項目数)×住戸数)							
戸数	住棟基本料	戸当たり基本料					
20 戸以下	210,000 【231,000】	4,000 [4,400]					
21 戸~50 戸以下	270,000 [297,000]	4,000 [4,400]					
51 戸~80 戸以下	300, 000 【330, 000】	3, 500 【3, 850】					
81 戸~100 戸以下	350, 000 【385, 000】	3, 500 【3, 850】					
101 戸~150 戸以下	400,000 [440,000]	3,000 [3,300]					
151 戸~200 戸以下	450,000 【495,000】	3,000 [3,300]					

200 戸超	500,000 [550,000]	3,000 [3,300]
--------	-------------------	---------------

【特記事項】

1 総住戸数に対して、一部の住戸のみ設計住宅性能評価を申請する場合は、表 2 の「戸数」は「評価対象住戸数」に読み替えて適用する。

2 地上階数が3以下の木造の建築物(屋外階段等の部分のみ非木造としたものを除く。)で、次に掲げる評価条件を希望する場合の住棟基本料及び戸当たり基本料は次による。

評価条件	劣化対策等級 2 以上 5-1 及び 5-2 等級 4 以上の 全て希望	劣化対策等級 2 以上のみ希望		
戸数	住棟基本料	住棟基本料及び戸当たり基本料		
20 戸以下	147,000 【161,700】	105,000 [115,500] + 2,000 [2,200]		
21 戸~40 戸以下	189,000 【207,900】	135,000 [148,500] + 2,000 [2,200]		

3 次に定める全ての住戸の省エネ基準にかかる外皮性能及び一次性能の評価方法の組み合わせの場合 は、表 2 中「住棟基本料」及び「戸当たり基本料」に、住棟基本料」及び「戸当たり基本料」の課 税前で算定した額に、下表右欄の数値を乗じた額に課税して徴収する。

外皮性能及び一次性能の評価方法の組み合わせ	課税前の額に乗ず る数値
【外皮性能】性能基準又は誘導基準、【一次性能】仕様基準又は誘導仕様基準	0. 9
【外皮性能】仕様基準又は誘導仕様基準、【一次性能】性能基準又は誘導基準	0.8
【外皮性能】及び【一次性能】とも、仕様基準又は誘導仕様基準	0.7

- 4 選択料金は、一分野つき、600 円【税込み 660 円】 (「音環境に関すること」を選択する場合は、1,200 円【1,320 円】とする。)
- 5 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認申請又は同法第18条第4項の通知を併願する場合は 、表2及び第1項から前項までの規定により算定した課税前の額に0.9を乗じた額に課税して徴収 する。
- 6 建築物エネルギー消費性能適合性判定の提出若しくは通知を併願する場合は、表2 (第1項から第4項までのいずれかを適用した場合を含む。以下同じ。)により算定した課税前の額に 0.9 を乗じた額に課税して徴収する。
- 7 第5項と前項を併願する場合は、表2の規定により算定した課税前の額に 0.8 を乗じた額に課税して徴収する。
- 8 型式部材等製造者認証住宅にかかる評価をする場合は、表 2 の規定により算定した課税前の額に 0.8 を乗じた額に課税して徴収とする。
- 9 長期使用構造確認併願の場合は、表 2「住棟基本料」の課税前で算定した額に、40,000 円を加算した額に課税して徴収する。
- 10 設計住宅評価の変更申請の料金は、前各項を準用する。ただし、当機関で評価を行ったものについては、当該申請料金の1/2とする。
- 11 グループホーム、寄宿舎等の評価料金は別途協議とする。

並に再口 (10 mm 口)

評価項目	計価項目(10項目)				
	大項目	小項目	必須項目		

○四の毎日は2番毎日

1	構造の安定に関すること	1-1、1-3、1-6、1-7	0
	博垣の女化に関すること	1-2、1-4、1-5	×
2	火災時の安全に関すること	2-1~2-7	×
3	劣化の軽減に関すること		0
4	維持管理・更新への配慮に関すること	4-1~4-4	0
5	温熱環境・エネルギー消費量に関するこ と	5-1, 5-2	0
6	空気環境に関すること	6-1~6-3 (6-3 は建設評価のみ)	×
7	光・視環境に関すること	7-1, 7-2	×
8	音環境に関すること	8-1~8-4	×
9	高齢者等への配慮に関すること	9-1, 9-2	×
10	防犯に関すること		×

建設評価

【戸建住宅(併用含む)】 (単位:円)【】内は税込み金額

延床面積	料金
~200 ㎡以内	92,500【101,750】 + 選択項目数×1,000【1,100】
200 ㎡超	113,500【124,850】 + 選択項目数×1,000【1,100】

【共同住宅等】 N=検査回数 M=住戸数

(単位:円)【】内は税込み金額

	建設住宅性質	建設住宅性能評価料金					
総住戸数	検査回数×	基本料	+	住戸基本料	X	M	
20 戸以下	N ×	31,000 [34,100]	+	9,000 [9,900]	×	M	
21 戸~50 戸以下	N ×	36,000 [39,600]	+	9,000 [9,900]	×	M	
51 戸~80 戸以下	N ×	41,000 [45,100]	+	9,000 [9,900]	×	M	
81 戸~100 戸以下	N ×	47,500 [52,250]	+	8,000 [8,800]	×	M	
101 戸~150 戸以下	N ×	57, 500 [63, 250]	+	7,000 [7,700]	×	M	

151 戸~200 戸以下	N	×	65,000 [71,500]	+	6,000 [6,600]	×	M
200 戸超	N	×	70,000 [77,000]	+	5,500 [6,050]	×	М

N=検査を行う回数は以下の表による。

階	N N
3階以下	4
4 階~9 階	5
10 階~16 階	6

以降7階ごとにNは1ずつ増加。階数は地階を<u>含む</u>。

【特記事項】

- 1 建設評価料金には「指定住宅紛争処理機関」への負担金を含む。
- 2 総住戸数に対して、一部の住戸のみ建設住宅性能評価を申請する場合は、本表の「戸数」は「評価 対象住戸数」に読み替えて適用する。
- 3 地上階数が3以下の木造の建築物(混構造(屋外階段等の部分のみ非木造としたものは除く。)を除く。)で、次に掲げる評価条件を希望する場合は、住棟基本料又は戸当たり基本料は次による。

評価条件	劣化対策等級 2 以上 5-1 及び 5-2 等級 4 以上の 全て希望	劣化対策等級 2 以上のみ希望
戸数	住棟基本料	住棟基本料及び戸当たり基本料
20 戸以下	26, 350 【28, 985】	21,700 [23,870] +4,500 [4,950]
21 戸~40 戸以下	30,600 [33,660]	25, 200 [27, 720] +4, 500 [4, 950]

- 4 「6-3 室内空気中の化学物質の濃度等」を選択する場合は、測定する住戸数及び特定測定物質の種類を勘案した見積りとする。
- 5 建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項(これらの規定を準用する法第18条 第21項及び同条第29項の規定による検査を含む。)の検査の申請を行う場合は、本表により算定 した 額に0.9を乗じた額とする。
- 6 建設評価の軽微な変更(変更申告書)において下記の内容に類する場合は別途評価料金を加算する。なお、評価料金については協議とする。
 - ① 構造計算等の再検討
 - ② 5-1 又は5-2に係る再計算
 - ③ 7-1 又は 7-2 の変更
 - ④ 8-1 又は8-2の変更
- 7 建設住宅の評価の変更申請の料金は、前各項を準用します。ただし、当機関で評価を行ったものについては、当該申請料金の1/2とする。
- 8 当該検査場所が遠隔となる場合は「遠隔地割増手数料規程」に基づき別途遠隔地割増手数料を加算する。
- 9 設計評価を当センター以外で行ったものについての建設評価料金は、上記表の料金に1.5を乗じた額とする。

既存住宅 性能評価料金 (令和5年10月1日改定)

住宅性能評価(既存住宅)の料金は、「現況調査料金+個別評価料金」とする。 原則として建築確認が 1981 年 6 月 1 日以降で検査済証があるものに限る。 設計図書の無いものは引受けない。

既存住宅(一戸建て)

現況調査料金

(単位:円)()内は税込み金額

延べ床面積 (㎡)	設計図書有り	特定現況調査項目 (腐朽、蟻害)
200㎡以内	180,000 (198,000)	70,000 (77,000)
200㎡超	200,000 (220,000)	90,000 (99,000)

【特記事項】

- 1. 現況調査料金には、「指定住宅紛争処理機関」への負担金を含む。
- 2. 検査場所が遠隔となる場合は、「遠隔地割増手数料規程」に基づき別途遠隔地割増手数料を加算する。
- 3. 再調査の場合の調査料金は、1回につき30,000円(税込33,000円)とする。
- 4. 本規定に定めのない事項については別途協議し定めることができる。

個別性能評価料金(選択項目)

(単位:円)()内は税込み金額

	評価項目	建設評価書無し (設計図書有り)	新築時の建設評価書 有り
	1-1 耐震等級 (構造体の倒壊防止)		
構造の安定に関 する事	1-2 耐震等級 (構造体の損傷防止)	別途見積	30,000
	1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊 等防止及び損傷防止)【免震建築物】	」 別 	(33,000)

1-4 耐風等級 (構造体の倒壊防止及び損壊 防止)		
1-5 耐積雪等級 (構造体の倒壊防止及び損 壊防止)		
1-6 地盤又は許容支持力等及びその設定方 法)	別途見積	
1-7 基礎の構造方法及び形式等		
2-1 感知警報装置設置等級	10.000(10.000)	7.000 (7.700)
2-4 脱出対策(火災時)	12,000(13,200)	7,000 (7,700)
2-5 耐火等級(延焼の恐れのある部分「開口 部」)	12,000	7,000
2-6 耐火等級(延焼の恐れのある部分「開口 部以外」)	(13,200)	(7,700)
3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	別途見積	10,000 (11,000)
4-1 維持管理対策等級(専用配管)	12,000 (13,200)	9,000 (9,900)
5-1 断熱等性能等級	40,000 (44,000)	30,000 (33,000)
5-2 一次エネルギー消費量等級	60,000 (66,000)	50,000 (55,000)
6-2 換気対策(局所換気対策)	10,000 (11,000)	6,000 (6,600)
 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等 	別途見積	別途見積
7-1 単純開口率	30,000	10,000
7-2 方位別開口率	(33,000)	(11,000)
9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	12,000 (13,200)	7,000 (7,700)
10−1 開口部の侵入防止対策	12,000 (13,200)	7,000 (7,700)
	防止) 1-5 耐積雪等級(構造体の倒壊防止及び損壊防止) 1-6 地盤又は許容支持力等及びその設定方法) 1-7 基礎の構造方法及び形式等 2-1 感知警報装置設置等級 2-4 脱出対策(火災時) 2-5 耐火等級(延焼の恐れのある部分「開口部」) 3-1 劣化対策等級(構造躯体等) 4-1 維持管理対策等級(専用配管) 5-1 断熱等性能等級 5-2 一次エネルギー消費量等級 6-2 換気対策(局所換気対策) 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等 7-1 単純開口率 7-2 方位別開口率 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	防止) 1-5 耐積雪等級(構造体の倒壊防止及び損壊防止) 1-6 地盤又は許容支持力等及びその設定方法) 1-7 基礎の構造方法及び形式等 2-1 感知警報装置設置等級 2-4 脱出対策(火災時) 2-5 耐火等級(延焼の恐れのある部分「開口部」) 3-1 劣化対策等級(構造躯体等) 3-1 劣化対策等級(構造躯体等) 3-1 劣化対策等級(構造躯体等) 3-1 労化対策等級(構造躯体等) 3-1 労化対策等級(構造躯体等) 3-1 労化対策等級(構造躯体等) 3-1 指持管理対策等級(専用配管) 3-1 断熱等性能等級 40,000 (13,200) 5-1 断熱等性能等級 60,000 (66,000) 6-2 換気対策(局所換気対策) 10,000 (11,000) 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等 7-1 単純開口率 7-2 方位別開口率 30,000 (33,000) 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分) 12,000 (13,200)

既存住宅(共同住宅)

現況調査料金

(1) 共用部分 (1棟の評価料金)

(単位:円)()内は税込み金額

延べ床面積(m)	建設評価書無し (設計図書有り)	特定現況調査 項目 (腐朽 、蟻害、一項目 に付き)
~200m²	180,000 (198,000)	
200㎡超~500㎡	200,000 (220,000)	
500㎡超~1, 000㎡	240,000 (264,000)	
1, 000㎡超~3, 000㎡	280,000 (308,000)	別途見積
3, 000㎡超~5, 000㎡	350,000 (385,000)	
5, 000㎡超~10, 000㎡	450,000 (495,000)	
10, 000㎡超	別途見積	

(2) 専用部分 (1住戸の評価料金)

(単位:円)()内は税込み金額

	設計図書有り	特定現況調査項目 (腐朽、蟻害、一項目に付き)
1住戸	50,000 (55,000)	別途見積

【特記事項】

- 1. 上記(1)、(2)の料金には、「指定住宅紛争処理機関」への負担金を含む。
- 2. 検査場所が遠隔となる場合は、「遠隔地割増手数料規程」に基づき別途遠隔地割増手数料を加算する。
- 3. 再検査の場合の検査料金は、1回につき上記の1/3の料金とする。
- 4. 本規定に定めのない事項については別途協議し定めることができる。

個別性能評価料金(選択項目)

(1住戸の評価料金)

(単位:円)()内は税込み金額

	評価項目	建設評価書無し (設計図書有り)	新築時の建設評価書 有り
	1-1 耐震等級(構造体の倒壊等防止)		
	1-2 耐震等級(構造体の損傷防止)		
	1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒 壊等防止及び損傷防止)【免震建築物】		
構造の安定に関す る事	1-4 耐風等級(構造体の倒壊等及び損傷 防止)	別途見積	30,000 (33,000)
	1-5 耐積雪等級(構造体の倒壊等及び損 傷防止)		
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその 設定方法)		

	1-7 基礎の構造方法及び形式等		
	2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	12,000 (13,200) /戸	7,000 (7,700) /戸
	2-2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)		
火災時の安全に関 する事	2-3 避難安全対策 (他住戸火災時·共用廊下)		
	2-4 脱出対策(火災時)		
	2-5 耐火等級「延焼の恐れのある部分(開口部)」		
火災時の安全に関 する事	2-6 耐火等級「延焼の恐れのある部分(開 口部以外)」	12,000	7,000
火災時の安全に関 する事	2-7 耐火等級「界壁及び界床」	(13,200) /戸	(7,700) /戸
劣化の軽減	3-1 劣化対策等級	別途見積	12,000 (13,200)
	4-1 維持管理対策等級(専用配管)		
維持管理への配慮	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	12,000 (13,200) /戸	7,000 (7,700)
に関する事	4-3 更新対策(共用排水管)		/戸
	4-4 更新対策(住戸専用部)		
归热证业	5-1 断熱等性能等級	40,000 (44,000) /戸	30,000 (33,000) /戸
温熱環境	5-2 一次エネルギー消費量等級	60,000 (66,000) /戸	50,000 (55,000) /戸
空気環境に関する事	6-2 換気対策(局所換気対策)	10,000 (11,000) /戸	6,000 (6,600) /戸
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積	別途見積
光・視環境に関する事	7-1 単純開口率	20,000 (22,000)	7,000 (7,700)
	7-2 方位別開口比	/戸	/戸
高齢者等への配慮	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	12,000 (13,200)	7,000
に関する事	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	/戸	(7,700) /戸
		D . I . I . I . I . I . I . I . I . I .	活类数组织 Vor 94

防犯に関する事	10−1 開口部の侵入防止対策	12,000 (13,200) /戸	7,000 (7,700) /戸
		·	·